

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.0E+1				5.7E+1		2.0E+3	2,109.5
2	アクリルアミド	4.9E-1						5.3E-2	0.5
3	アクリル酸エチル	1.4E+1						2.8E+2	292.4
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.7E+1						3.5E-1	27.6
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							2.8E+2	278.1
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	1.6E-2						6.8E-4	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	5.1E+1						8.0E-2	50.8
8	アクリル酸メチル	1.8E-2						2.8E+2	278.1
9	アクリロニトリル	1.5E+0						1.2E+2	124.4
10	アクロレイン		5.3E+3					4.5E+2	5,768.9
11	アジ化ナトリウム	1.1E-1							0.1
12	アセトアルデヒド	5.6E-1	3.2E+4					3.2E+3	35,722.0
13	アセトニトリル	8.8E+1						7.3E+1	161.7
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	7.3E-3							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	6.4E-2						8.2E-3	0.1
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	3.7E+2			5.3E+4			2.6E+4	79,357.6
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					2.9E+1	1.0E+2		129.3
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	トリブジン								
26	3-アミノ-1-プロペン								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリアルアルコール								
29	1-アリアルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.0E+0	4.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	4.6E+3			9.7E+4			1.8E+4	119,221.5
31	アンチモン及びその化合物	4.6E+1						1.3E+2	179.5
32	アントラセン	2.4E-4							0.0
33	石綿		6.1E+0						6.1
34	IPDI	8.7E-1							0.9
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							3.5E+3	3,458.7
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	1.4E-2						1.2E+0	1.2
38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロ モ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート					2.6E+2			260.0
41	フルトラニル					1.7E+2			173.0
42	2-イミダゾリジンチオン	8.5E+0							8.5
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	2.4E-4						1.9E-1	0.2
45	エタンチオール								
46	キサロホップエチル					7.7E+1			77.0
47	ブタミホス					8.4E+2			837.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					5.5E+2			554.2
50	モリネート					4.3E+2			432.0
51	2-エチルヘキサン酸	6.4E+1						7.0E-1	64.5
52	アラニカルブ					4.0E+2			400.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	7.4E+4	7.5E+4	3.5E+4				8.3E+3	192,012.5
54	ホスチオゼート					2.6E+2			256.5
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	4.7E+2						7.8E+1	549.0
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	9.7E+2						1.1E-1	973.4
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	5.2E+1						1.6E-1	51.8
59	エチレンジアミン	3.9E-2						1.2E-3	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	1.1E+0			3.3E+1			5.5E+1	89.2
61	マンネブ					4.5E+3			4,475.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					1.4E+4			14,148.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					1.8E+3			1,750.0
64	エトフェンプロックス					7.0E+2	8.5E+1		788.0
65	エピクロロヒドリン	7.3E-2							0.1
66	1,2-エポキシブタン	7.2E+0							7.2
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	2.7E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル								
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					3.0E+1			29.7
71	塩化第二鉄	2.8E-1							0.3
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合物)								
73	1-オクタノール	8.7E-2						1.3E-4	0.1
74	p-オクチルフェノール	5.2E-1							0.5
75	カドミウム及びその化合物	8.7E-3						4.3E+1	43.2
76	ε-カプロラクタム	1.4E+0						9.9E-1	2.3
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	9.6E+4	2.8E+5	6.8E+4				1.0E+5	550,054.2
81	キノリン	6.5E-5							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	1.3E+1						2.1E+1	34.1
83	クメン	1.1E+3	1.4E+3					4.0E+1	2,526.6
84	グリオキサール	2.8E-2						2.7E-3	0.0
85	グルタルアルデヒド	9.6E+0						5.0E-2	9.6
86	クレゾール	4.3E+0						8.2E+1	86.7
87	クロム及び3価クロム化合物	5.7E+0						1.1E+2	111.8
88	6価クロム化合物	2.1E+0							2.1
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					2.6E+2			263.4
91	シアナジン					6.6E+1			66.0
92	トルフェンピラド					7.0E+2			699.0
93	メラクロール					5.2E+3			5,170.8
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							1.3E+0	1.3
95	フルアジナム					8.8E+2			884.5
96	ジフェノコナゾール					1.6E+2			162.9
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					1.2E+3			1,240.0
101	アラクロール					3.7E+2			373.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							5.2E+3	5,151.4
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							1.2E+4	11,785.4

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					1.5E+3			1,457.8
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (GAT)					7.0E+0			7.0
114	インダノファン					8.9E+1			88.8
115	フェントラザミド					1.8E+3			1,801.3
116	ヘキシチアゾクス								
117	テブコナゾール					6.3E+2	8.4E+0		633.6
118	ミクロブタニル					1.4E-1			0.1
119	フェンブコナゾール					1.8E+2			176.0
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロベン (塩化アリル)								
124	クミルロン								
125	クロロベンゼン	4.6E+2						1.2E+2	585.2
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	1.5E+2						1.1E+3	1,296.5
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	6.6E+1						1.9E+2	261.2
133	酢酸2-エトキシエチル	8.3E+2						6.4E-3	828.4
134	酢酸ビニル	5.6E+2						2.4E+2	794.3
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					8.8E+1			88.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン					1.4E+0	4.9E+0		6.3
140	フェンプロバトリン					1.2E+2	2.9E+0		123.4
141	シモキサニル								
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	4.6E+1						1.6E+2	204.1
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							1.0E+0	1.0
146	ピリミホスメチル								
147	チオベンカルブ					1.2E+3			1,184.0
148	カフェンストール					8.4E+2			843.1
149	四塩化炭素	8.4E-2							0.1
150	1,4-ジオキサン	4.9E+1						6.7E+1	116.0
151	1,3-ジオキサラン								
152	カルタップ					9.0E+2			895.5
153	テトラメトリン						4.9E+2		495.0
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	9.9E+0						1.3E+1	23.3
156	ジクロロアニリン								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	5.1E+1						9.3E-1	52.1
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	3.4E+0							3.4
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							6.4E+3	6,446.9
162	プロピザミド					1.7E+3			1,656.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							7.3E+2	731.0
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					1.9E+2			189.3
169	ジウロン	6.7E-1				1.2E+3		1.8E-1	1,190.8
170	テトラコナゾール					1.0E-2			0.0
171	プロピコナゾール					4.3E+1		5.4E+1	97.0
172	オキサジクロメホン					3.8E+2			377.4
173	ピンクロゾリン								
174	リニュロン					5.4E+3			5,439.9
175	2,4-D(2,4-PA)					1.0E+3			995.6
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							1.5E+4	14,689.8
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							7.4E+1	74.4
179	D-D					1.4E+4			14,062.5
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	1.8E-1					6.8E+2	8.4E+4	84,746.6
182	ピラゾキシフェン					7.0E+1			70.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					3.2E+3			3,173.2
184	ジクロベニル (DBN)					7.8E+2			778.2
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							5.2E+2	515.3
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	3.3E+4						2.6E+1	32,682.4
187	ジチアノン					8.4E+2			840.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	3.2E-4							0.0
191	イソプロチオラン					6.4E+2			640.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.9E+2			192.0
196	メチダチオン (DMTP)					8.0E+2			796.0
197	マラソン (マラチオン)					9.1E+2			910.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	3.2E+0							3.2
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	2.1E-4						7.5E-4	0.0
206	カルボスルファン					3.9E+1			39.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	1.4E+1						1.4E+2	157.6
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							7.4E+2	737.3
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							1.0E+0	1.0
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン- 2402)								
212	アセフェート					2.1E+3			2,140.2
213	N,N-ジメチルアセトアミド	3.0E+2						2.9E+1	331.7
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	4.8E-3							0.0
217	チオシクラム					6.5E+2			650.0
218	ジメチルアミン	1.1E+0						8.4E-3	1.1
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					4.2E+2			418.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	1.1E+1			1.3E+4			1.2E+2	12,923.9
225	トリクロルホン (DEP)						8.7E+0		8.7
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド(パラコート)					1.3E+3			1,250.0
228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					1.9E+3			1,928.0
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル- p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン (o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1.3E+4							13,207.5
233	フェントエート (PAP)					6.8E+2			678.0
234	臭素	7.5E-2							0.1

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	1.9E-4							0.0
236	アイオキシニル					6.0E+1			60.0
237	水銀及びその化合物	5.8E-1						2.5E+1	25.9
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	5.7E+0							5.7
240	スチレン	3.3E+3	1.8E+4	1.0E+2				3.8E+2	21,765.7
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	2.5E-3						9.0E-1	0.9
243	ダイオキシン類							6.6E+2	657.8
244	ダゾメット					1.5E+4			15,150.5
245	チオ尿素	1.0E-4						5.9E-4	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					8.7E+3	8.0E-1		8,674.8
249	クロルピリホス					8.9E+2			892.0
250	イソキサチオン					3.1E+2			308.0
251	フェニトロチオン (MEP)					3.5E+3	2.1E+2		3,720.7
252	フェンチオン (MPP)						8.7E+1		87.1
253	プロフェノホス					2.0E+2			200.0
254	イプロベンホス (IBP)					5.3E+2			527.0
255	デカブロモジフェニルエーテル	3.6E-1							0.4
256	デカン酸						1.4E-1		0.1
257	デシルアルコール								
258	ヘキサメチレンテトラミン	3.9E+0						6.3E+2	637.8
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	1.8E+1							18.3
260	クロロタロニル (TPN)					2.4E+3			2,429.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					4.7E+2			468.0
262	テトラクロロエチレン	2.3E+3						8.7E+1	2,340.0
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					6.3E+1			62.5
267	チオジカルブ					1.6E+2			158.0
268	チウラム (チラム)	3.3E+1				5.9E+2			622.9
269	イソフィトール								
270	テレフタル酸	6.8E-5						1.4E-4	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	3.6E+0				1.2E+1		1.7E+2	184.1
273	1-ドデカノール	2.4E-1						2.7E-4	0.2
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.8E+3			2.6E+4			5.2E+3	33,139.6
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	1.8E+0						5.1E+0	6.9
277	トリエチルアミン	1.4E+2						6.0E+1	201.1
278	トリエチレンテトラミン	6.1E+0						2.4E+1	29.9
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	8.9E+3						1.2E+2	8,983.0
282	トリクロロ酢酸	9.4E-1						4.6E+0	5.6
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					4.2E+4			41,917.0
286	トリクロピル					4.8E+2			484.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							1.2E+4	11,856.1
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					4.2E+3			4,154.0
294	2,4,6-トリブロモフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.1E+4	3.4E+4					4.0E+3	58,628.1
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9.2E+3	2.4E+4	1.0E+4				1.2E+3	44,772.1
298	トリレンジイソシアネート	5.2E+0							5.2
299	トルイジン	1.4E-2						3.6E-3	0.0
300	トルエン	1.8E+5	4.8E+5	5.8E+4				1.4E+4	727,039.6
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.9E+3	2.6E+2					2.9E+3	5,091.1
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	1.5E-1							0.1
305	鉛化合物	5.3E+0						2.2E+2	226.8
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	7.1E-2							0.1
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	9.5E-2						1.0E-1	0.2
309	ニッケル化合物	1.4E+1						6.7E+2	679.7
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	2.2E-1							0.2
317	ニトロメタン	6.4E-2							0.1
318	二硫化炭素	4.1E-1						1.6E-2	0.4
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	4.9E-2						2.3E-1	0.3
321	バナジウム化合物	5.0E-2						4.7E+1	46.9
322	Clディスパーズブルー 79:1	9.2E+0						7.6E+0	16.7
323	シメリン					3.5E+2			351.0
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシシ銅					5.9E+2			589.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	3.2E+0						3.3E+0	6.5
329	ポリカーバメート							3.1E+3	3,072.3
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	1.5E+1						6.7E-1	15.7
331	カズサホス					2.2E+2			222.0
332	砒素及びその無機化合物	3.1E-5						1.3E+1	12.5
333	ヒドラジン	2.7E+0							2.7
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノン	2.9E+0						1.7E+0	4.6
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ピペラジン								
342	ピリジン	4.9E-1						7.8E-2	0.6
343	ピロカテコール	9.2E-4							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							2.8E+2	283.9
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	4.8E+1						2.6E+1	74.0
350	ペルメリン					1.0E+2	2.1E+2		317.5
351	1,3-ブタジエン		1.9E+4					6.7E+2	19,857.9
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	2.0E+1		4.8E+2				1.5E+1	514.0
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2.9E+2						1.1E+1	297.3
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	6.2E+0							6.2
357	ブプロフェジン					1.5E+3			1,520.0
358	テブフェナジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ペノミル					8.8E+2			880.0
361	シハロホップブチル					7.5E+2			751.8
362	ジアフェンチウロン					1.8E+3			1,750.0
363	オキサジアゾン					2.6E+2			256.0
364	フェンピロキシメート					2.0E+2			196.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	2.3E-1						8.4E-2	0.3
369	プロパルギット(BPPS)					5.7E+1			57.0
370	ピリダベン					4.0E+1			40.0
371	テブフェンピラド								
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	4.0E+1							40.5
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	9.0E+2						2.0E+3	2,915.6
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					2.3E+3			2,339.0
377	フラン								
378	プロピネブ					1.4E+3			1,400.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン- 1211)								
381	ブロモジクロロメタン							5.1E+2	510.5
382	ブロモトリフルオロメタン(ハロン- 1301)							3.6E+2	360.0
383	プロマシル					2.4E+3			2,360.3
384	1-ブロモプロパン	5.6E+3							5,624.6
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモタン								
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン(ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	3.7E+1			1.4E+3			1.0E+2	1,536.6
390	ヘキサメチレンジアミン								

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	9.1E-1							0.9
392	n-ヘキサン	5.3E+4	8.7E+4					4.0E+3	143,687.4
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							1.6E-1	0.2
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	4.7E+0							4.7
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	5.1E-3							0.0
399	ベンズアルデヒド	2.1E-3	7.1E+3					1.2E+2	7,188.0
400	ベンゼン	3.7E+3	1.1E+5					5.6E+3	117,191.6
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水 物	5.4E-6							0.0
402	メフェナセツト					1.0E+2			104.0
403	ベンゾフェノン	3.4E-3						1.6E-3	0.0
404	ペンタクロロフェノール (PCP)								
405	ほう素化合物	2.8E+2					4.1E+1	3.5E+2	669.4
406	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(C:12-15及びその混合物)	7.8E+3			3.0E+5			1.4E+4	318,161.1
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	9.2E+1			5.3E+2			1.8E+3	2,440.1
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	2.3E+2			6.0E+4			2.9E+4	88,498.3
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	1.2E+3			9.1E+2			4.0E+3	6,116.4
411	ホルムアルデヒド	2.7E+4	8.4E+4					7.1E+3	117,673.4
412	マンガン及びその化合物	4.2E+0						7.3E+1	77.5
413	無水フタル酸	3.5E+0							3.5
414	無水マレイン酸	1.9E-2						1.3E-6	0.0
415	メタクリル酸	4.7E+1						6.7E-1	47.5
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	3.6E+0						7.0E-3	3.6

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2.6E-3						6.4E-3	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	8.4E+2						1.5E+2	989.0
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					9.6E+2			959.0
423	メチルアミン	2.2E-4						6.2E-6	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					2.0E+1			20.0
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					3.6E+2	1.9E+2		552.2
428	フェノブカルブ (BPMC)					2.2E+1	3.6E+2		383.2
429	ハロスルフロンメチル					3.4E+2			337.8
430	インドキサカルブ					5.0E+0			5.0
431	アゾキシストロピン					7.1E+2			714.7
432	アミトラズ					4.0E+1			40.0
433	カーバム								
434	オキサミル					1.6E+0			1.6
435	ピリミノバックメチル					4.9E+2			486.6
436	α-メチルスチレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	1.2E+1						4.2E+3	4,211.7
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	2.2E-1						1.0E+0	1.2
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル					8.6E+1			86.0

三重県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					7.2E+2			720.0
444	トリフロキシストロビン					8.3E+1			83.4
445	クレソキシムメチル					2.0E+2			200.0
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	1.2E+0							1.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	9.2E+1							91.8
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					1.3E+2			132.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	2.2E+1							21.8
453	モリブデン及びその化合物	1.6E+0						1.4E+2	138.7
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	1.8E+0							1.8
455	モルホリン	1.0E+2						3.4E+2	447.2
456	リン化アルミニウム					1.7E+2			166.0
457	ジクロロボス (DDVP)						9.6E+2		961.2
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							3.3E-1	0.3
460	りん酸トリトリル	2.0E+0							2.0
461	りん酸トリフェニル	5.8E+0						7.7E+0	13.5
462	りん酸トリ-n-ブチル	1.1E-4						5.7E-4	0.0
合 計		5.5E+5	1.3E+6	1.7E+5	5.5E+5	1.8E+5	3.5E+3	4.1E+5	3,119,599.3

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。